

# 「島根県感染症予防計画」の改定の概要について

## 1. 島根県感染症予防計画について

- ・各都道府県では、地域の実情に即した感染症予防対策を図ることを目的として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条に基づき感染症予防計画を策定することが義務づけられています。
- ・この計画は、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針（以下、基本指針）」に即して策定しているところです。
- ・国は、この基本指針に5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは変更することとし、都道府県においても再検討を行うものです。

### ■島根県感染症予防計画で定められている主な事項

- ・感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策
- ・感染症に係る医療提供体制の確保
- ・緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療の提供のための施策

## 2. 改正のポイント

（共通事項）

- ・ 新型インフルエンザ等感染症に係る対応を新たに追加
- ・ 保健所を設置する松江市との連携について記載
- ・ 前回の予防計画改正から現在までの状況の変化を踏まえた文言修正

（各項）

第二 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策について新たに追加

### 1 感染症の発生の予防のための施策

- ・ 法第14条の2の規定に基づく「指定提出機関制度」

提出機関の指定に当たって、感染症の発生の状況及び動向の正確な把握ができるように行うこと。

- ・ 一部の五類感染症

医師から都道府県知事等への届出については、確実な診断が行われていることなど、適切な対応が求められること。

### 2 感染症のまん延の防止のための施策

- ・ 検体採取に係る勧告又は措置の対象者

感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等であること。

### 3 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上のための施策

- ・ 保健環境科学研究所及び保健所の検査体制等

検査体制等について、規定に基づき整備し、管理すること。